

令和2年2月28日

お客様各位

ひるま税理士事務所
税理士 比留間 一貴

確定申告の期限延長と弊事務所の業務運営方針のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、皆さまご承知のとおり新型コロナウイルス肺炎が日本国内でも急速に拡大し、事業経営者の皆さまにおかれましても対応に苦慮されていると思います。

この新型コロナウイルス感染症対策の一環として、昨日国税庁より令和元年分の確定申告の期限を令和2年4月16日に延長とする旨発表されました。また併せて政府より来週3月2日以降、全国の小中高校を休校とする見通し（要請）が発表されております。

これらの内容に鑑み弊事務所におきましても従業員の感染を避け、急の家庭状況の変化に極力対応できるよう例年よりもやや緩やかな業務運営を行わせて頂くことに致しました。現在、ご依頼を頂いておりますお客様の確定申告は原則として3月16日までに完了するよう努めて参りますが、今後の感染状況や社会状況によっては国税庁が定める延長期間中（3月17日～4月16日）の申告完了とさせて頂く場合がございますのでご了承頂きますと幸いです。

（上記の申告期限延長の取扱いは国税庁より正式発表されているものであり、延長期間中の申告に伴う不利益は生じないことを確認済みですのでご安心ください。）

なお、3月中に銀行融資（事業ローン、住宅ローン等）のお申込予定など金融機関や公的機関へ「令和元年分 確定申告書」の提出が必要なお客様につきましては、ご連絡を頂きましたら状況に関わらず延長前の申告期限内（3月16日）に申告を完了するよう努めさせていただきます。

誠に勝手ながらご理解の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。